

鹿 児 島 県 公 報

令 和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

- 鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (人事課取扱い) 1
○鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 , 休 暇 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※)
(人事課取扱い) 2

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 4 号

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 25 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 10 条 を 次 の よう に 改 め る。

第 10 条 削 除

第 12 条 の 2 の 見 出 し を 削 り , 同 条 の 前 に 見 出 し と し て 「 (療 養 休 暇 等) 」 を 付 し , 同 条 第 1 項 中 「 第 24 条 第 2 項 第 8 号 に 規 定 す る 」 を 「 第 24 条 第 2 項 第 5 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇 の う ち 公 務 上 の 負 傷 又 は 疾 病 の た め 療 養 す る 必 要 が あ り , そ の 勤 務 し な い こ と が や む を 得 な い と 認 め ら れ る 場 合 の 」 に 改 め , 同 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

第 12 条 の 2 の 2 非 常 勤 職 員 規 程 第 24 条 第 2 項 第 5 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇 の う ち 通 勤 に よ る 負 傷 又 は 疾 病 の た め 療 養 す る 必 要 が あ り , そ の 勤 務 し な い こ と が や む を 得 な い と 認 め ら れ る 場 合 の 特 別 休 暇 の 請 求 (当 該 休 暇 の 期 間 の 延 長 の 請 求 を 含 む 。) は , 通 勤 上 傷 病 休 暇 (延 長) 申 請 書 (別 記 第 7 号 様 式 の 2) に 所 要 の 事 項 を 記 載 し , 人 事 課 長 に 提 出 す る こ と に よ り 行 わ な け れ ば な ら ない。

第 12 条 の 3 第 1 項 第 1 号 中 「 第 24 条 第 2 項 第 9 号 」 を 「 第 24 条 第 1 項 第 18 号 」 に 改 め , 同 項 第 3 号 中 「 第 24 条 第 2 項 第 6 号 生 理 休 暇 」 を 「 第 24 条 第 2 項 第 3 号 健 康 管 理 休 暇 」 に 改 め , 同 項 第 7 号 中 「 第 24 条 第 2 項 第 1 号 」 を 「 第 24 条 第 1 項 第 15 号 」 に 改 め , 同 項 第 8 号 の 3 の 2 中 「 第 24 条 第 2 項 第 2 号 」 を 「 第 24 条 第 1 項 第 16 号 」 に 改 め , 同 項 第 8 号 の 4 中 「 第 24 条 第 2 項 第 3 号 」 を 「 第 24 条 第 1 項 第 17 号 」 に 改 め , 同 項 第 11 号 の 3 中 「 第 24 条 第 2 項 第 7 号 」 を 「 第 24 条 第 2 項 第 4 号 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 中 「 第 4 号 , 第 5 号 及 び 第 8 号 」 を 「 第 1 号 , 第 2 号 及 び 第 5 号 」 に 改 め る。

第 12 条 の 4 第 1 項 中 「 第 24 条 第 2 項 第 4 号 」 を 「 第 24 条 第 2 項 第 1 号 」 に 改 め る。

第 12 条 の 5 第 1 項 中 「 第 24 条 第 2 項 第 5 号 」 を 「 第 24 条 第 2 項 第 2 号 」 に 改 め る。

第 22 条 第 1 項 第 1 号 中 「 , 別 勤 命 令 簿 」 を 削 る。

別 記 第 5 号 様 式 注 3 中 「 , 別 勤 」 を 削 る。

別 記 第 5 号 様 式 の 2 を 次 の よう に 改 め る。

第 5 号 様 式 の 2 削 除

別 記 第 7 号 様 式 中

主管課長	所 属 長	添付書類
		1 公務災害認定通知書（他の法令の規定による同様の書面を含む。）の写し 2 医師の診断書

を

添付書類
1 公務災害認定通知書（他の法令の規定による同様の書面を含む。）の写し 2 医師の診断書

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 7 号様式の 2（第 12 条の 2 の 2 関係）

通勤上傷病休暇（延長）申請書

人事課長 殿	年 月 日
	所属 職名 氏名
鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 26 条の規定により、通勤上傷病休暇（延長）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。	
1 疾病等の名称	
2 通勤上傷病の内容 (傷病を負ったときの情况等)	
3 傷病を負った年月日、時間、場所	
4 療養する病院等	
5 既承認期間	
6 申請期間	

附 則

- この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正前の鹿児島県職員服務規程別記第 5 号様式及び別記第 7 号様式の規定により作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県訓令第 5 号

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「第 24 条第 2 項第 3 号」を「第 24 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 24 条第 1 項第 13 号中「次項第 3 号ア及びウ」を「第 17 号ア及びウ」に改め、同項に次の 4 号を加える。

(15) 生後 1 年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男性の非常勤職員にあっては、その子の当該非常勤職員以外の親（当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該非常勤職員がこの号の特別休暇を使用しようとする日におけるこの号の特別休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第 67 条第 1 項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(16) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員（1 年間当たりの勤務日の日数が 121 日以上である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして知事が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして知事が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち知事が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1 日当たりの平均勤務時間に 5（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間（1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間

(17) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあっては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第 1 号及び第 2 号において「要介護者」という。）の介護その他の知事が定める世話を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1 日当たりの平均勤務時間に 5（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間（1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間））の範囲内の期間

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

(18) 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第 24 条第 2 項中「第 8 号」を「第 5 号」に改め、同項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 7 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同項第 8 号中「又は」を「若し

くは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同号を同項第5号とし、同項第9号を削り、同条第3項第2号中「前項第6号」を「前項第3号」に改め、同項第3号中「及び第13号並びに前項第2号及び第3号」を「、第13号、第16号及び第17号」に改め、同項第5号中「前項第1号」を「第1項第15号」に改め、同項第8号を削り、同項第7号中「前項第5号」を「前項第2号」に、「前項に」を「第1項に」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「前項第4号」を「前項第1号」に、「同項第5号」を「同項第2号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第1項第18号及び前項第5号に掲げる特別休暇 1日又は1時間

第24条第4項及び第5項中「並びに第2項第2号及び第3号」を「、第16号及び第17号」に改め、同条第7項中「及び第14号並びに第2項第2号及び第3号」を「、第14号、第16号及び第17号」に改め、同条第9項中「第2項第2号、第2項第3号」を「第1項第16号、第1項第17号」に改める。

第25条第1項及び第5項中「前条第2項第4号」を「前条第2項第1号」に改める。

第26条第1項中「同条第2項第8号」を「同条第2項第5号」に改め、同条第2項中「第2項第4号及び第5号」を「第2項第1号及び第2号」に改め、同条第3項中「第24条第2項第4号又は第5号」を「第24条第2項第1号又は第2号」に改める。

第27条第4項中「第24条第2項第4号又は第5号」を「第24条第2項第1号又は第2号」に改め、同条第5項中「第24条第2項第4号」を「第24条第2項第1号」に改める。

第28条第1項ただし書中「第24条第2項第4号」を「第24条第2項第1号」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項中鹿児島県職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程（令和2年鹿児島県訓令第10号）第2条第3号ア、イ、カ及びキの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同号イ中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同号カ中「育児参加休暇」を「産前・産後休暇」に改め、同号キ中「看護休暇又は」を「看護等休暇又は」に、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改め、同条第4号ウ中「第24条第2項第4号」を「第24条第2項第1号」に改め、同号エ中「第24条第2項第5号」を「第24条第2項第2号」に改める。